

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 阿部 裕介
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル3階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年3月31日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社リクルートホールディングス
証券コード	6098
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(Capital Research and Management Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 東 由梨
電話番号	03-6632-6645(担当者直通)

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・インク(Capital International, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州 90071、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333(333 South Hope Street, Los Angeles, California 90071, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 東 由梨
電話番号	03-6632-6645(担当者直通)

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 1
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年3月14日
訂正箇所	2025年3月24日に提出しました報告書の記載事項の一部(下記参照)に誤り及び記載事項の漏れがありましたので、以下の通り訂正します。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社顧客が保有する普通株式53,807株については、当該顧客との間の投資一任契約により当社、キャピタル・インターナショナル・インク(提出者2)及びキャピタル・インターナショナル株式会社が共同で投資決定権限および議決権行使権限を保有するため、当該53,807株を当社保有株式に組み入れて本報告書を提出する。尚、キャピタル・インターナショナル株式会社による本発行会社株式の保有割合は、当該53,807株を含め0.1%以下であるため、法第27条の23第6項但し書きに基づき、共同保有者から除外している。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,126,976
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,126,976
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,126,976
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,180,783
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,180,783

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	53,807
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	2,126,976
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社顧客が保有する普通株式53,807株については、当該顧客との間の投資一任契約によりキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(提出者1)、キャピタル・インターナショナル株式会社及び当社が共同で投資決定権限および議決権行使権限を保有するため、当該53,807株を提出者1の保有株式に組み入れて本報告書を提出する。尚、キャピタル・インターナショナル株式会社による本発行会社株式の保有割合は、当該53,807株を含め0.1%以下であるため、法第27条の23第6項但し書きに基づき、共同保有者から除外している。

(訂正前)

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			66,609,243
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			1,741,041.4
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 68,350,284.4
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		68,350,284.4

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

(注) 米国預託証券8,705,207ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1 ADR = 0.2 普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。

(訂正後)

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			66,663,050
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			1,741,041.4
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 68,404,091.4
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		53,807
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		68,350,284.4
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(注) 米国預託証券8,705,207ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1 ADR = 0.2 普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。